

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年9月23日 04時25分ごろ
発生場所	宮崎県串間市永田埼西方沖 鬢垂島灯台から真方位145° 1.6海里付近 (概位 北緯31°24.3′ 東経131°14.0′)
事故の概要	プレジャーボート和幸丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年10月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 和幸丸、5トン未満（長さ8.29m）
船舶番号、船舶所有者等	294-17444鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りを終えて帰港の目的で、串間市鬢垂島の西方沖を船首目標として同市荒埼沖を出発し、同市福島港に向けて北西進した。</p> <p>船長は、左舷前方にいけすの灯光を認めたので、目測で右舵を取って永田埼西方沖を北北西進中、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗り揚げた衝撃で倒れ込み、頭部に裂傷を負った。</p> <p>船長は、本船が乗り揚げた浅瀬の存在を知っていたが、本事故当時、GPSプロッターの航跡をリセットし、拡大率を最大にした状態で航行したので、周囲よりも急に浅くなっていることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、永田埼西方沖を北西進中、船長が、左舷前方にいけすの灯光を認めた際、船位の確認を適切に行わずに目測で右舵を取って航行したことから、永田埼西方沖の浅瀬に向かっていることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、永田埼西方沖を北西進中、船長が、左舷前方にいけすの灯光を認めた際、船位の確認を適切に行わずに目測で右舵を取って航行したため、永田埼西方沖の浅瀬に向かっていることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッターを使用する際は、適切な拡大率に切り替えて船位の確認を適切に行うこと。 |
|--|---|